

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(項番61、62関係)の提出書類早見表

| (項番61)技術者のCPD単位取得数 | あり | | なし | | 備考 |
|---|----|----|----|----|--|
| | あり | | なし | | |
| | あり | なし | あり | なし | |
| (項番62)技能者 うちレベル向上者 (控除対象者も含む) | | | | | |
| 様式第4号 | ○ | ○ | ○ | × | 技術職員名簿に記載した技術職員のみでも、様式第4号の下段②及び①+②欄を記載して提出 |
| CPD単位内訳一覧表 | ○ | ○ | ○ | × | CPD単位取得数がある者のみ記載 |
| CPD単位を証明する書類の写 | ○ | ○ | ○ | × | 認定団体が証明しているものに限る。 |
| 様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術者の資格を証する書類 | △ | △ | △ | × | (△について) 様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術職員がいない場合は省略可 |
| 第5号様式 | ○ | ○ | × | × | |
| 能力評価(レベル判定)結果通知書の写し | ○ | × | × | × | |
| 施工体制台帳または再下請通知書(作業員名簿)の写し | ○ | ○ | × | × | |

提出書類

※項番62の真ん中 技能者数に記載する者
 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしている者であって、次の要件の全てに該当する者を、技術レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。
 (ア) 審査基準日以前3年間に施行体制台帳又は再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。
 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと。

技術職員名簿

頁

項番 数 81001 頁

前年に申請した技術職員名簿から資格が変更された者は(変更)と記入すること。

| 通番 | 新規掲載者 | 氏名 | 生年月日 | 審査基準日現在の満年齢 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 監理技術者資格者証交付番号 | CPD単位取得数 |
|----|---|-------|------------|-------------|-------|----------|--------|-------|----------|------|---------------|----------|
| 1 | ○ | 高崎 花子 | 昭和63年10月3日 | 33 | 82005 | 0012 | | | | | | 0 |
| 2 | | 高崎 太郎 | 昭和59年12月4日 | 37 | 82001 | 2142 | 292142 | | | | (変更) | 0 |
| 3 | | 豊後 次郎 | 昭和41年4月12日 | 55 | 82001 | 0022 | | | | | | 0 |
| 4 | | 豊後 太郎 | 昭和40年9月10日 | 56 | 82001 | 1131 | 051131 | | | | 第00123456 | 30 |
| 5 | | | 年 月 日 | | 82 | | | | | | | |
| 6 | | | 年 月 日 | | 82 | | | | | | | |
| 7 | | | 日 | | 82 | | | | | | | |
| 8 | | | 日 | | 82 | | | | | | | |
| 9 | | | 日 | | 82 | | | | | | | |
| 10 | | | 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 11 | | | 年 月 日 | | 82 | | | | | | | |
| 12 | 技術職員名簿の確認項目 | | | | | | | | | | | |
| 13 | 1. 追加職員等の確認 | | | | | | | | | | | |
| 14 | ・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。 | | | | | | | | | | | |
| 15 | ・新たに追加された職員については、決算日時点で6ヶ月以上の雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も持参すること。) | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 2. 講習受講の確認 | | | | | | | | | | | |
| 18 | 申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。 | | | | | | | | | | | |
| 19 | ①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当) | | | | | | | | | | | |
| 20 | ②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期間内であること | | | | | | | | | | | |
| 21 | ③法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること (審査基準日時点で有効かどうかではなく、審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していないと対象とならないので注意すること。※従来からの審査基準と変更なし) | | | | | | | | | | | |
| 22 | 3. 常勤性確認 | | | | | | | | | | | |
| 23 | ・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合は、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としていない。 | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | | |
| 25 | ・加入無し又は適用除外の場合は、賃金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。 | | | | | | | | | | | |
| 26 | ※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了しました。 経過措置終了以降、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用はできません。 | | | | | | | | | | | |
| 27 | 4. CPD単位取得数 | | | | | | | | | | | |
| 28 | ・CPD認定団体毎に審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18に掲げる認定団体毎の数値で除し、30を乗じた数字。(CPD単位内訳一覧表で計算すること。ただし、参加できるCPD単位数は1人あたり30単位を上限とする。) | | | | | | | | | | | |
| 29 | ・1人の技術職員について、複数のCPD認定団体により単位を取得している場合は、いずれか1つの認定団体の単位を元に算出する。 | | | | | | | | | | | |
| 30 | ・CPD単位数を証する書面等の写しに加え、CPD単位内訳一覧表を提出のこと。 | | | | | | | | | | | |

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

| コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 |
|-----|-----------------|-----|-------------------|-----|---------------|
| 01 | 土 木 工 事 業 | 11 | 鋼 構 造 物 工 事 業 | 21 | 熱 絶 縁 工 事 業 |
| 02 | 建 築 工 事 業 | 12 | 鉄 筋 工 事 業 | 22 | 電 気 通 信 工 事 業 |
| 03 | 大 工 工 事 業 | 13 | 舗 装 工 事 業 | 23 | 造 園 工 事 業 |
| 04 | 左 官 工 事 業 | 14 | し ゆ ん せ つ 工 事 業 | 24 | さ く 井 工 事 業 |
| 05 | と び ・ 土 工 工 事 業 | 15 | 板 金 工 事 業 | 25 | 建 具 工 事 業 |
| 06 | 石 工 事 業 | 16 | ガ ラ ス 工 事 業 | 26 | 水 道 施 設 工 事 業 |
| 07 | 屋 根 工 事 業 | 17 | 塗 装 工 事 業 | 27 | 消 防 施 設 工 事 業 |
| 08 | 電 気 工 事 業 | 18 | 防 水 工 事 業 | 28 | 清 掃 施 設 工 事 業 |
| 09 | 管 工 事 業 | 19 | 内 装 仕 上 工 事 業 | 29 | 解 体 工 事 業 |
| 10 | タイル・れんが・ブロック工事業 | 20 | 機 械 器 具 設 置 工 事 業 | | |

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

技術職員について

2 業種限定の考え方

平成20年4月の改正において、Zにおいて技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定した。2業種限定の考え方は以下のとおり。

例：1級土木施工管理技士・1級建築施工管理技士・1級電気工事施工管理技士を所有している技術者の場合

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | ゆ | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 | |
| 保有資格 | 1級土木 | ◎ | | | | ◎ | ◎ | | | | | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | | | | ◎ | | ◎ |
| | 1級建築 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | | | | | | | | ◎ |
| | 1級電気工事 | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現 行 評 価 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|



| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 改正後評価(例1) | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 改正後評価(例2) | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

改正後は改正前の評価対象となっている業種の中から任意の2つを選ぶことができる。1つの資格の評価対象から2業種を選択（例1）してもかまわないし、2つの資格からそれぞれ1業種ずつ選択（例2）してもかまわない。ただし、同一業種について2つの資格を記載しても、2つの資格に係る評価を得ることはできない。

なお、重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

技術者評価について

| | 1級技術者 | | 監理技術者 補佐 | 基幹技能者 | レベル4の 建設技能者 | 2級技術者 | レベル3の 建設技能者 | その他 |
|-----------------|-----------------------------|--------------------|-------------|-------|----------------|-------|----------------|-----|
| | 監理技術者証保有 かつ 監理技術者講習受講 | 1級技術者であって 左以外の者 | | | | | | |
| 改正前 (~H20.3) | 5点 | | / | / | / | 2点 | / | 1点 |
| 改正後 (H20.4~) | 6点 | 5点 | | | | 3点 | | 2点 |
| 改正後 (R2.4~) | 6点 | 5点 | | 3点 | | 2点 | | 1点 |
| 改正後 (R3.4~) | 6点 | 5点 | | 4点 | 3点 | | 2点 | |

1級技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有している場合に6点評価する。

ただし、監理技術者講習修了証については、審査基準日からさかのぼって5年以内に講習を修了している場合に限る。

なお、改正前の2級技術者及びその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行わない。

令和2年4月1日以降の申請においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード(レベル3、レベル4)の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

① 技術職員数値の算出にあたって(点数)

レベル3技能者 2点
レベル4技能者 3点

② 有資格区分コード

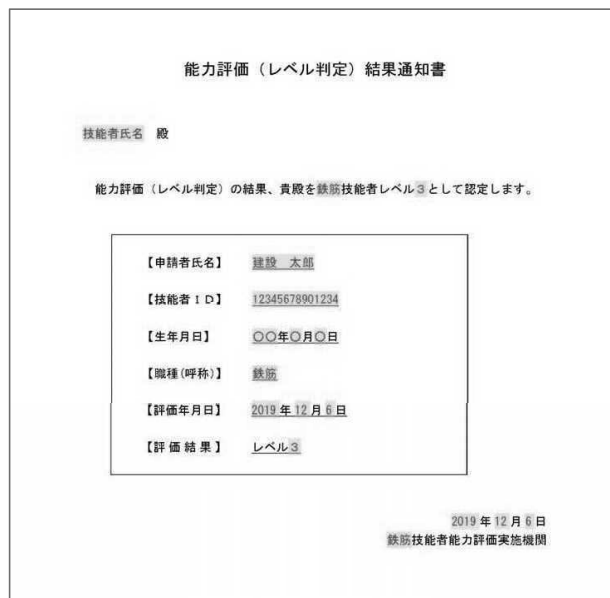
レベル3技能者 703
レベル4技能者 704

③ 確認資料

能力評価(レベル判定)結果通知書
(この結果通知書にはレベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です)



結果通知書については能力評価実施機関にお問い合わせください。



* 能力評価(レベル判定)結果通知書のイメージ

レベル3技能者及びレベル4技能者で評価できる業種  国土交通省

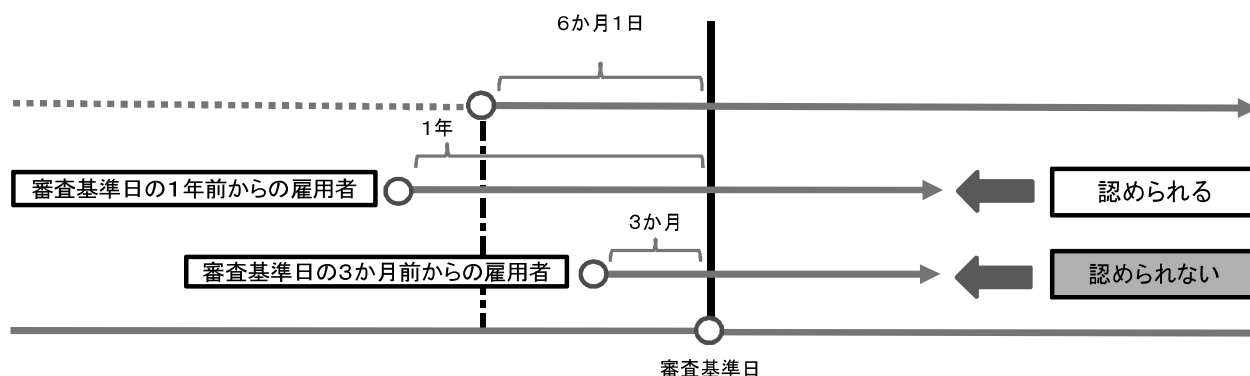
レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは下の表でご確認ください。
複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

| 認定能力評価基準 | 当該基準に対応する建設業の種類 | 認定能力評価基準 | 当該基準に対応する建設業の種類 |
|-------------------|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 電気工事技能者能力評価基準 | 電気、電気通信 | サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準 | 建具 |
| 橋梁技能者能力評価基準 | とび・土工、鋼構造物 | エクステリア技能者能力評価基準 | とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック |
| 造園技能者能力評価基準 | 造園 | 建築板金技能者能力評価基準 | 屋根、板金 |
| コンクリート圧送技能者能力評価基準 | とび・土工 | 外壁仕上技能者能力評価基準 | 左官、塗装、防水 |
| 防水施工技能者能力評価基準 | 防水 | ダクト技能者能力評価基準 | 管 |
| トンネル技能者能力評価基準 | とび・土工、土木 | 保温保冷技能者能力評価基準 | 熱断縁 |
| 建設塗装技能者能力評価基準 | 塗装 | グラウト技能者能力評価基準 | とび・土工 |
| 左官技能者能力評価基準 | 左官 | 冷凍空調技能者能力評価基準 | 管 |
| 機械土工技能者能力評価基準 | とび・土工、土木 | 運動施設技能者能力評価基準 | とび・土工、造園、舗装、土木 |
| 海上起重技能者能力評価基準 | しゅんせつ、土木 | 基礎ぐい工事技能者能力評価基準 | とび・土工 |
| PC技能者能力評価基準 | とび・土工、鉄筋、土木 | タイル張り技能者能力評価基準 | タイル・れんが・ブロック |
| 鉄筋技能者能力評価基準 | 鉄筋 | 道路標識・路面標示技能者能力評価基準 | とび・土工、塗装 |
| 圧接技能者能力評価基準 | 鉄筋 | 消防施設技能者能力評価基準 | 消防施設 |
| 型枠技能者能力評価基準 | 大工 | 建築大工技能者能力評価基準 | 大工 |
| 配管技能者能力評価基準 | 管 | 硝子工事技能者能力評価基準 | ガラス |
| とび技能者能力評価基準 | とび・土工 | ALC技能者能力評価基準 | タイル・れんが・ブロック |
| 切断穿孔技能者能力評価基準 | とび・土工 | 土工技能者能力評価基準 | とび・土工、土木 |
| 内装仕上技能者能力評価基準 | 内装仕上 | | |

技術者に必要な雇用期間の考え方

1. 評価対象について

審査基準日（決算日）から「6ヶ月と1日前」以前から恒常的な雇用関係のある技術者が評価対象となります。



2. 期間計算について

- (1) 審査基準日（決算日）の前日が起算日となります。
- (2) 起算日の6ヶ月前の月の当日の翌日が6ヶ月前となります。ただし、当日が存在しない場合には、翌月の初日が6ヶ月前となります。
- (3) 6ヶ月前の前日が「6ヶ月と1日前」となります。
- (4) 代表的な審査基準日での該当日は下記のとおりです。

記

| 審査基準日（決算日） | 起算日 | 6ヶ月前 | 6ヶ月と1日前 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 令和 3年10月31日 | 令和 3年10月30日 | 令和 3年 5月 1日 | 令和 3年 4月30日 |
| 令和 3年11月30日 | 令和 3年11月29日 | 令和 3年 5月30日 | 令和 3年 5月29日 |
| 令和 3年12月31日 | 令和 3年12月30日 | 令和 3年 7月 1日 | 令和 3年 6月30日 |
| 令和 4年 1月31日 | 令和 4年 1月30日 | 令和 3年 7月31日 | 令和 3年 7月30日 |
| 令和 4年 2月28日 | 令和 4年 2月27日 | 令和 3年 8月28日 | 令和 3年 8月27日 |
| 令和 4年 3月31日 | 令和 4年 3月30日 | 令和 3年10月 1日 | 令和 3年 9月30日 |
| 令和 4年 4月30日 | 令和 4年 4月29日 | 令和 3年10月30日 | 令和 3年10月29日 |
| 令和 4年 5月31日 | 令和 4年 5月30日 | 令和 3年12月 1日 | 令和 3年11月30日 |
| 令和 4年 6月30日 | 令和 4年 6月29日 | 令和 3年12月30日 | 令和 3年12月29日 |
| 令和 4年 7月31日 | 令和 4年 7月30日 | 令和 4年 1月31日 | 令和 4年 1月30日 |
| 令和 4年 8月31日 | 令和 4年 8月30日 | 令和 4年 3月 1日 | 令和 4年 2月28日 |
| 令和 4年 9月30日 | 令和 4年 9月29日 | 令和 4年 3月30日 | 令和 4年 3月29日 |

※申請を行う技術職員の中に継続雇用制度の適用を受けている65歳以下の者がいる場合に作成、添付する

様式第3号

(用紙A4)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

—地方整備局長—
—北海道開発局長—

令和 4年 5月 2日

大分県 知事 殿

住 所 大分県大分市大手町3丁目1番1号

商号又は名称 株式会社 大分建設工業

代表者氏名 代表取締役 豊後 太郎

| 通番 | 氏 名 | 生年月日 |
|----|-------|-------------------|
| 5 | 高崎 花子 | S 3 2 . 1 0 . 0 3 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※別紙2技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において高齢者雇用安定法に基づく継続雇用適用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る)について、別紙2技術職員名簿に記載の通番、氏名及び生年月日を記入すること。

※継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写しを添付すること。

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 規則別記様式第25号の14・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者(65歳以下の者に限る。)について記載すること。
- 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の14・別紙2の記載と統一すること。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 4 年 5 月 2 日

証明者は証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人の事業主とする。

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。
例) 役員、社員、従業員等

証 明 者 株式会社大分建設工業
代表取締役 豊後 太郎

被証明者との関係 社 員

記

| 技 術 者 の 氏 名 | 豊 後 次 郎 | 生 年 月 日 | 昭 和 4 2 年 4 月 1 2 日 | 使 用 さ れ た 期 | 平 成 5 年 1 月 か ら 令 和 4 年 5 月 ま だ |
|-------------------------|---|---------|---------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 使 用 者 の 商 号 は 名 称 | 株 式 会 社 大 分 建 設 工 業 | | | | |
| 職 名 | 実 務 経 験 の 内 容 | | | 実 務 経 験 年 数 | |
| 現場主任 | 〇〇〇フェンス設置工事他 17 件 | | | 9 年 1 月 か ら 9 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇〇バックネット設置工事他 18 件 | | | 10 年 1 月 か ら 10 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇土留め工事他 18 件 | | | 11 年 1 月 か ら 11 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇〇盛土工事他 20 件 | | | 12 年 1 月 か ら 12 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇〇道路改良工事に伴う掘削工事他 19 件 | | | 13 年 1 月 か ら 13 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇川改修工事に伴う積ブロック工事他 21 件 | | | 14 年 1 月 か ら 14 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇邸宅地造成工事他 22 件 | | | 15 年 1 月 か ら 15 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇災害復旧工事に伴う土工事他 19 件 | | | 16 年 1 月 か ら 16 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇〇擁壁工事他 23 件 | | | 17 年 1 月 か ら 17 年 1 2 月 ま だ | |
| 〃 | 〇〇道路改良工事に伴う発破工事他 21 件 | | | 18 年 1 月 か ら 18 年 1 2 月 ま だ | |
| | | | | 年 月 か ら | 年 月 ま だ |
| | | | | 年 月 か ら | 年 月 ま だ |
| | | | | 年 月 か ら | 年 月 ま だ |
| | | | | 月 か ら | 年 月 ま だ |
| 使用者の証明を得ることができない場合はその理由 | 使用者と証明者が異なる理由を記入する。 (例)平成〇年〇月 会社解散のため。 平成〇年〇月 事業主死亡のため。 | | | 合計 | 満 10 年 0 月 |

実務経験年数は工事期間の積み上げにより必要年数以上の経験年数を有していることが前提であり、1年に数件実績があればよいということではないので注意すること。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

完成工事内訳書 (その2)

(建設工事の種類)

土木一式 工事

自 令和 3 年 1 月 1 日
 至 令和 3 年 12 月 31 日

工事進行基準の場合は上段の[]内に
 請負金額総額を記載。中段に当期の出
 来高金額を記載する。
 この場合、契約全体の工期を記載する
 こと。(決算期末に揃えない)

| 番号 | 注 文 者 | 元請 下請 区分 | 工 事 名 | 工事場所のあ る都道府県名 (市町村名) | 配置技術者名 | 請負代金の額 うち(PC) (千円) | 着 工 年 月 完成又は完成予定年月 | 下 請 発 注 状 況 | | CORINS 登 録 | 備 考 | |
|----------|------------------|----------------|-----------------------------|----------------------------|--------|-------------------------------|------------------------------------|-------------|----------|--|--|-------|
| | | | | | | | | 業 者 名 | 発注金額(千円) | | | |
| 1 | 国土交通省 〇〇工事事務所 | JV 元請 | 国道〇〇号 バイパス新設工事 | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [440,000] 231,000 () | 令和 3 年 3 月 | ① 〇〇建設(株) | 23,000 | 済 | 〇〇〇JV 800,000千円 55:45 | |
| | | | | | | | 令和 4 年 3 月 | ② (有)〇〇組 | 18,000 | | | |
| | | | | | | | 全体 | 4 件 | 54,000 | | | |
| 2 | 大分県 〇〇土木事務所 | 元請 | 県道〇〇号線 橋梁整備工事 | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [58,000] (58,000) | 令和 3 年 1 月 | ① (有)〇〇建設 | 9,000 | 済 | JV工事の場合、JV の名称、請負金額総 額、出資比率を記入。 | |
| | | | | | | | 令和 3 年 6 月 | ② 全体 | 1 件 | | | 9,000 |
| | | | | | | | 令和 3 年 9 月 | ① 〇〇組 | 5,000 | | | |
| 3 | 大分県 〇〇市 | 元請 | 〇〇第〇〇号 下水道工事 | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [29,000] () | 令和 3 年 12 月 | ② (株)〇〇建設 | 3,000 | 済 | 500万円以上の登録対象 工事でCORINSに登録した 場合に「済」と記入。 | |
| | | | | | | | 全体 | 3 件 | 10,000 | | | |
| | | | | | | | 下段の()内はPCI工事の金額を記 入。※土木一式工事の場合 | ① 年 月 | 件 | | | |
| 4 | 〇〇 〇〇 | 元請 | 〇〇デパート 駐車場新設工事 (土木一式) | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [42,000] () | 令和 3 年 7 月 | ① 〇〇建設(株) | 10,000 | 公共 工事 で 施 工 体 制 台 帳 及 び 施 工 体 系 図 (写) を 発 注 者 に 提 出 し て い る 場 合 は 「 済 」 と 記 入。 契 約 工 期 で は な く、 実 際 に 着 工 し た 年 月 と 完 成 又 は 完 成 予 定 年 月 日 を 記 入。 下 請 注 金 額 の 総 金 額 を 記 入。 下 段 () 内 は P C 工 事 の 金 額 を 記 入。 (土 木 一 式 工 事 の 場 合) | | |
| | | | | | | | 令和 3 年 11 月 | ② 全体 | 1 件 | | 10,000 | |
| | | | | | | | 令和 3 年 8 月 | ① 全体 | なし | | | |
| 5 | 〇〇 〇〇 | 元請 | 〇〇地区造成工事 (土木一式) | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [30,000] () | 令和 3 年 12 月 | ② 全体 | | 契 約 工 期 で は な く、 実 際 に 着 工 し た 年 月 と 完 成 又 は 完 成 予 定 年 月 日 を 記 入。 下 請 注 金 額 の 総 金 額 を 記 入。 | | |
| | | | | | | | 令和 3 年 12 月 | ① 全体 | | | | |
| | | | | | | | 令和 3 年 12 月 | ② 全体 | | | | |
| 民間計 | | | | | | [72,000] () | 年 月 | ① 全体 | | | | |
| | | | | | | [72,000] () | 年 月 | ② 全体 | | | | |
| | | | | | | [72,000] () | 年 月 | ① 全体 | | | | |
| | | | | | | [72,000] () | 年 月 | ② 全体 | | | | |
| 下請発注金額 計 | | | | | | | | 83,000 | | | | |

| | | |
|------------|-----|-----------------------|
| 公共工事計 | ア | 318,000 (58,000) |
| 民間工事計 | イ | 72,000 () |
| うち元請工事 ウ | | 72,000 () |
| ア+イ | | 390,000 (58,000) |
| 合計 | ア+イ | 390,000 (58,000) |
| うち元請工事 ア+ウ | | 390,000 (58,000) |

完成工事内訳書 (その2)

自 令和 3 年 1 月 1 日

至 令和 3 年 12 月 31 日

下請発注した金額の大きい方から
2件まで記入し、外注費の総件数と
総額を記入。

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事

| 番号 | 注 文 者 | 元請 下請 区分 | 工 事 名 | 工事場所のあ る都道府県名 (市町村名) | 配置技術者名 | 請負代金の額 うち(法面処理) (千円:税抜) | 着 工 年 月 完成又は完成予定年月 | 下 請 発 注 状 況 | | CORINS 登録 | 備 考 | |
|----|----------|----------------|----------------------------|----------------------------|--------|-------------------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|--------------|-----|--|
| | | | | | | | | 業 者 名 | 発注金額(千円) | | | |
| 1 | 別府建設 (株) | 一次 下請 | 災国河第〇〇号 災害復旧工事 (土工事) | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [4,900 () | 令和 3年 9月 令和 3年 10月 | 〇〇建設(株) 〇〇組 全体 | 1,100 1,000 2,300 | | | |
| 2 | 国東工業 (有) | 二次 下請 | 県道〇〇線道路改良工事 (法面処理工事) | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [4,800 () | 令和 3年 11月 令和 3年 12月 | | なし | | | |
| 3 | (株) 大分組 | 一次 下請 | 〇〇店外構工事 (土工事) | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [1,200 () | 令和 3年 10月 令和 3年 11月 | | なし | | | |
| 4 | 〇〇 〇〇 〇〇 | 元請 | 〇〇邸基礎工事 | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [1,500 () | 令和 3年 11月 令和 3年 11月 | | なし | | | |
| 5 | 〇〇 〇〇 〇〇 | 元請 | 〇〇住宅足場敷設工事 | 大分県 〇〇市 | 〇〇 〇〇 | [700 () | 令和 3年 1月 令和 3年 1月 | | なし | | | |
| | | 元請 | 少額工事 (〇〇) 件 | | 〇〇 〇〇 | [2,600 () | 令和 3年 1月 令和 3年 12月 | 〇〇工務店 全体 | 300 300 | | | |
| | | 下請 | 少額工事 (〇〇) 件 | | 〇〇 〇〇 | [1,000 () | 令和 3年 1月 令和 3年 12月 | 〇〇建設(有) 〇〇組 全体 | 240 150 600 | | | |
| | 民間計 | | | | | [16,700 () | 平成 年 月 平成 年 月 | | | | | |
| | | | | | | | | 下請発注金額 計 | 3,200 | | | |

土木・建築一式工事を除き、
公共、民間それぞれ『500万
円』以上の工事が5件に満た
ないときは、『500万円』未満
の工事も含めて金額の高い
方からそれぞれ最低5件は
記入すること。なお、『500万
円』以上の工事は全て記入
すること。

下段の()内は法面工事の金額を記入。
※とび・土工事の場合

下請工事の場合、何次の下請
であるかを記入。

下請発注状況欄については、
工事の種類ごとに記載した下
請発注金額の合計額が完成
工事原価報告書の外注費
(労務外注費)に計上されてい
る場合は、外注費と労務外注
費の合計額と一致するよう
にもれなく記載すること。

下段()内は法面工事の金額を
記入。(とび・土工事の場合)

| | | |
|------------|-----|---------------------|
| 公共工事計 | ア | 0 () |
| 民間工事計 | イ | 16,700 (4,800) |
| うち元請工事 ウ | | 4,800 (0) |
| 合計 | ア+イ | 16,700 (4,800) |
| うち元請工事 ア+ウ | | 4,800 (0) |

完成工事内訳書 (その2)

自 令和 3 年 1 月 1 日
至 令和 3 年 12 月 31 日

(建設工事の種類)

その他 工事

| 番号 | 注文者 | 元請下請区分 | 工事名 | 工事場所のある都道府県名(市町村名) | 配置技術者名 | 請負代金の額うち(千円・税抜) | 着工年月 | 下請発注状況 | | 施工備考 |
|----|--------------|--------|------------------|--------------------|--------|-----------------|-------------|--------|----------|------|
| | | | | | | | | 業者名 | 発注金額(千円) | |
| 1 | 大分県(大分土木事務所) | 元請 | 県道〇〇線維持管理業務 | 大分県〇〇市 | 〇〇 〇〇 | 2,000 | 令和 3 年 1 月 | ① | 維持 | |
| | | | | | | | 令和 3 年 12 月 | ② | | |
| | | | | | | | 全体 | | | |
| | | | | | | | 令和 3 年 7 月 | ① | | |
| 2 | 〇〇市 | 元請 | 市道△△線路面補修業務 | 大分県〇〇市 | 〇〇 〇〇 | 400 | 令和 3 年 8 月 | ① | 維持 | |
| | | | | | | | 令和 3 年 12 月 | ② | | |
| | | | | | | | 全体 | | | |
| 3 | 〇〇市 | 元請 | 市道□□線災害対応土砂除去業務 | 大分県〇〇市 | 〇〇 〇〇 | 350 | 令和 3 年 8 月 | ① | 維持 | |
| | | | | | | | 令和 3 年 8 月 | ② | | |
| | | | | | | | 全体 | | | |
| 4 | 〇〇市 | 元請 | 市道◇◇線災害対応支障木撤去業務 | 大分県〇〇市 | 〇〇 〇〇 | 250 | 令和 3 年 8 月 | ① | 維持 | |
| | | | | | | | 令和 3 年 8 月 | ② | | |
| | | | | | | | 全体 | | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | ① | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | ② | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | 全体 | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | ① | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | ② | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | 全体 | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | ① | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | ② | | |
| | | | | | | | 令和 年 月 | 全体 | | |

大分県発注の維持管理業務に加え、市町村発注の維持管理業務や災害対応業務も土木一式工事の「総合実績高」に係る「維持管理業務実績高」の対象となった。入札参加資格で「維持管理業務実績高」として加算を希望する場合は、『その他工事』に業務実績を個別に計上すること。※入札参加資格申請で「維持管理業務実績」として計上予定の業務については、とめ書きは認めない。

金額50万円未満の業務については、契約書類の準備は不要。ただし、経費の他の工事の実績額と入札参加資格申請の「維持管理業務実績高」との整合は確認する。

経費で個別計上している業務については、入札参加資格での証明書類の添付省略が可能。

維持管理業務実績高の対象業務には備考欄に「維持」と記載すること。

入札参加資格申請時に維持管理業務実績高※を計上しようとする場合の記載例
※大分県又は大分県内の市町村発注の土木施設の維持管理(補修)業務(災害時の対応業務を含む)

| | | | | | | |
|-------|-------|-----|----|-------|--------|-------|
| 公共工事計 | ア | イ | 合計 | ア+イ | うち元請工事 | ア+ウ |
| () | 3,000 | () | 0 | 3,000 | 0 | 3,000 |

| | | | | | |
|-------|---|-----|-------|--------|-------|
| 民間工事計 | イ | 合計 | ア+イ | うち元請工事 | ア+ウ |
| () | 0 | () | 3,000 | 0 | 3,000 |

| | | | | | | |
|-------|-------|-----|-------|-------|--------|-----|
| 公共工事計 | ア | イ | 合計 | ア+イ | うち元請工事 | ア+ウ |
| () | 3,000 | () | 3,000 | 3,000 | 3,000 | |

とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表

許可番号 第 012345 号

商号又は名称 株式会社大分建設工業

2年平均・3年平均

※どちらかに○をすること。

※とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事を申請していない場合は添付不要です。

〈とび・土工・コンクリート工事〉

| 区分 | 工事内容 | 完成工事高(千円) | | |
|-----------|---|-------------------------------------|-------------|-----------|
| | | 審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算(基準決算を除く) (A) | 基準決算 (B) | 平均 (C) |
| とび工事 | とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組み立て工事 | | 700 | 233 |
| くい打ち工事 | くい工事、くい打ち工事、場所打くい工事、くい抜き工事、地滑り防止工事 | | | |
| コンクリート工事 | コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付工事 | 9,011 | 1,500 | 6,507 |
| 法面工事 | 地滑り防止工事、吹付け工事、植生工事、のり帯工事、擁壁工事、編組工事、アンカー工事 | 33,336 | 4,800 | 23,824 |
| 道路付属物設置工事 | ガードレール工事、カーブミラー工事、交通標識設置工事 | | | |
| その他土工 | 土工事、掘削工事、根切り工事、築設工事、盛土工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、土留め工事、仮締切り工事、フェンス設置工事、ひき工事 | 22,760 | 9,700 | 18,407 |
| 合計 | | 65,107 | 16,700 | 48,971 |

〈塗装工事〉

| 区分 | 工事内容 | 完成工事高(千円) | | |
|--------|---------------------------|-------------------------------------|-------------|-----------|
| | | 審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算(基準決算を除く) (A) | 基準決算 (B) | 平均 (C) |
| 一般塗装 | 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事 | 1,530 | 2,035 | 1,698 |
| 鋼構造物塗装 | 鋼構造物塗装工事 | | | |
| 路面表示 | 路面表示工事 | 828 | 1,486 | 1,048 |
| 合計 | | 2,358 | 3,521 | 2,746 |

「工事種類別完成工事高(20002帳票)の平均完成工事高について選択した方を囲む」

←必ず四捨五入

「工事種類別完成工事高の「法面処理」、「塗装工事」の合計と一致させること」

1. 基準決算、審査基準日以前24ヶ月間又は36ヶ月間の決算(基準決算を除く。)の完成工事高、その平均完成工事高をそれぞれの区分に従い分類し、該当区分の完成工事高及び当該工事の平均完成工事高の合計額に對する比率を記載すること。

2. 2年平均を選択した場合は、 $C = (A + B) \div 2$ とする。

「工事種類別完成工事高の「とび・土工・コンクリート工事」の合計と一致させること」

3. 3年平均を選択した場合は、 $C = (A \times 2 + B) \div 3$ とする。

「(65,107 × 2 + 16,700) ÷ 3 = 48,971(千円未満を四捨五入)。内訳も四捨五入とするが、合計と合致するように調整すること。」

←必ず四捨五入

4. 基準決算及び審査基準日以前24(36)ヶ月間の決算それぞれの合計額は、工事種類別完成工事高のそれぞれと一致すること。

5. とび・土工・コンクリート工事の法面工事及び合計、塗装工事の合計それぞれ別の平均額は、必ず千円未満は四捨五入して記載すること。

令和4年4月1日受付分より実施いたします。

建設業退職金共済加入履行証明書について

《発行基準》

1. 決算日現在の被共済数に見合う共済手帳の<250日貼付>更新数があること。
2. 被共済者の労働日数に見合う証紙貼付・電子納付であること。

※前年度繰越分、元受からの証紙現物交付や下請への証紙現物支給がある場合、それらを加味したうえで審査致します。(フローチャートをご参考ください。)

◎「加入・履行証明願」は 2枚 ご提出ください。

大分県建設業協会 HP よりダウンロード可。

会社印は不要になりましたが、会社名・住所・代表者名は必ず記入してください。

◎添付書類

提出頂いた書類は返却できません。原本は会社に保管の上、コピーをご提出ください。

原則郵送対応とさせていただきます。なお、発行までの期間を1週間程度いただきます。

定額小為替証書(ゆうちょ銀行)200円分・返信切手を貼付した封筒(会社名・住所を記入したもの)を同封ください。

1 共済証紙受払簿

※様式は建退共HPからダウンロードできます

2 共済手帳受払簿

※様式は建退共HPからダウンロードできます。

※一日でも在籍していた方(退職者含む)はすべてご記入下さい。

《令和4年度より添付が必要となる書類》

3 出勤簿(共済手帳が<250日貼付>更新とならなかった被共済者がいる場合のみ)

※貼付枚数と労働日数が同じであると確認できる出勤簿を添付ください。

《元請けの方のみ提出が必要な様式》

4 建退共制度に係る被共済者就労状況報告書(「建設業退職金共済証紙受領書」を含む)

※証紙購入日数が最も多い工事(請負金額の最も多い工事)1件分のみ。

※受領日記載のうえ、切り離していないものを添付ください。

加入履行証明書についてのご相談は決算日前のご連絡をおすすめします。

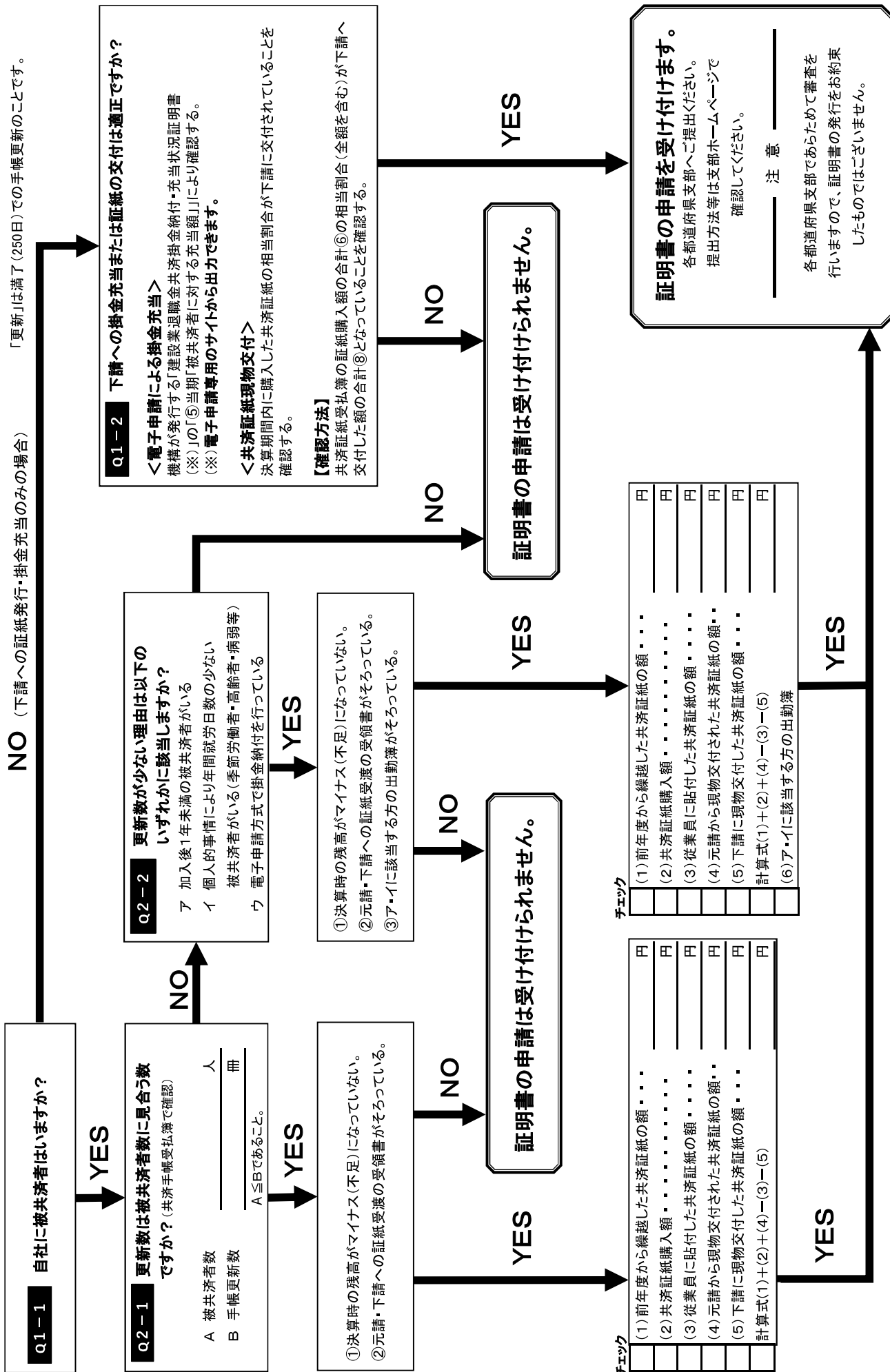
〒870-0046 大分市荷揚町 4-28
建退共大分県支部
TEL 097-536-4800 FAX 097-534-5828
(受付時間 8:30~12:00、13:00~16:30)

加入・履行証明書発行に関するフロー

令和4年4月1日受付分から実施いたします。

「更新」は満了(250日)での手帳更新のことです。

NO (下請への証紙発行・掛金充当のみの場合)



記 入 要 領

共 済 証 紙 受 払 簿

(記入は、事務処理の手引きを参照)

| 共済契約者名 元請建設株式会社 | | ⑩ 決算日 令和 4年3月31日 | | ⑪ 決算期間 令和3年4月 1日～ 令和4年3月31日 | | ◎ この受払簿は、受入・払出の都度、掛金収納書などをみて日付を所定欄に記入し、決算毎に合計を出して整理して下さい。 ◎ 共済手帳の更新手続きを行ったときは、「共済手帳受払簿」(様式29号)及び下記の「更新年月日手帳更新数」欄に記載してください。 | | | | | |
|---------------------------|---------------|-------------------------------|--------------------|--|-----------------------------|---|------------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|-----|
| ① 共済契約成立年月日 03年 4月 30日 | | ② 共済契約者番号 94-01234 | | ③ 建設キャリアアップシステム事業者ID 12345678901234 | | | | | | | |
| 受入・払出 年月日 | 受 入 | | | 払 出 | | | 残高 (A)-(B) | 払出欄の貼付の内訳 | | 更新年月日 手帳更新数 | 備 考 |
| | 購入 | 元請から受給 | 計(A) | 貼付 | 下請へ交付 | 計(B) | | 貼付人員 | 就 労 月 | | |
| 前期(前頁)繰越 03年 4月 30日 | 金融機関名 池袋銀行 | 日分 144 | 元請名 日分 0 | 日分 144 | 日分 144 | 日分 144 | 0 | 人 7 | 03年 4月 分 | | |
| 03年5月31日 | 金融機関名 池袋銀行 | 日分 126 | 元請名 日分 270 | 日分 126 | 日分 270 | 日分 270 | 0 | 人 6 | 03年 5月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 年 ↓ 日 | 金融機関名 ↓ | 日分 ↓ | 元請名 ↓ | 日分 ↓ | 日分 ↓ | 日分 ↓ | ↓ 0 | 人 ↓ | 年 ↓ 月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 03年10月1日 | 金融機関名 池袋銀行 | 日分 945 | 元請名 日分 1,719 | 日分 945 | 日分 774 | 日分 774 | 945 | 人 | 年 月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 03年10月31日 | 金融機関名 | 日分 | 元請名 日分 1,719 | 日分 63 | 日分 837 | 日分 837 | 882 | 人 3 | 03年10月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 03年11月1日 | 金融機関名 | 日分 | 元請名 日分 1,719 | 日分 252 | 日分 1,089 | 日分 1,089 | 630 | 人 | 年 月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 03年11月30日 | 金融機関名 | 日分 | 元請名 日分 1,719 | 日分 63 | 日分 1,152 | 日分 1,152 | 567 | 人 | 03年11月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 03年12月1日 | 金融機関名 | 日分 | 元請名 日分 1,719 | 日分 252 | 日分 1,404 | 日分 1,404 | 315 | 人 | 年 月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 03年12月28日 | 金融機関名 | 日分 | 元請名 日分 1,719 | 日分 63 | 日分 1,467 | 日分 1,467 | 252 | 人 3 | 03年12月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 04年1月4日 | 金融機関名 | 日分 | 元請名 日分 1,719 | 日分 252 | 日分 1,719 | 日分 1,719 | 0 | 人 | 年 月 分 | 年月日 ()冊 | |
| 04年2月28日 | 金融機関名 池袋銀行 | 日分 63 | 元請名 日分 1,782 | 日分 63 | 日分 1,782 | 日分 1,782 | 220 | 人 3 | 04年 2月 分 | 4年3月1日 (1)冊 | |
| 04年3月31日 | 金融機関名 池袋銀行 | 日分 63 | 元請名 日分 1,845 | 日分 63 | 日分 1,845 | 日分 1,845 | 160 | 人 3 | 04年 3月 分 | 4年3月31日 (2)冊 | |
| 決算期間 の合計 | | 日分 1,845 ⑥ 円 582,660 | 日分 ⑦ 円 | | 日分 756 ⑧ 円 241,920 | | 次 項 へ (次年度へ) 転 記 | ④決算日の 被共済者数 人 3 | 建 退 共 確 認 | ⑤決算期間内 の手帳更新数 冊 3 | |

記載例を省略している6~9月にも5月と同じ購入・貼付あり。

建設業退職金共済事業加入・履行証明願

共済事業加入及び共済契約の履行状況を下記により証明願います。

令和 年 月 日

勤労者退職金共済機構
建退共大分県支部 殿

申請者
(共済契約者) 住 所
名 称
代 表 者
電 話 番 号

| | | | |
|--------------------------------------|----------|---------------------------------------|--------------------|
| ① 共済契約成立年月日 | S60年4月1日 | ⑩ 直前決算日における直近1か年間の元請から受けた電子申請による掛金充当額 | 円 |
| ② 共済契約者番号 | — | ⑪ 直前決算日における直近1か年間の下請に行った電子申請による掛金充当額 | 円 |
| ③ 建設キャリアアップシステム事業者ID | | ⑫ 事務受託者番号 | 大手契約者のみ記入 |
| ④ 直前決算日における被共済者数 | 3人 | ⑬ 決算日及び決算期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 |
| ⑤ 直前決算日における直近1か年間の手帳更新数 | 3冊 | ⑭ 工事施工高 | (土木) (建築・その他) |
| ⑥ 直前決算日における直近1か年間の証紙購入額 | 582,660円 | 公共工事 | 62,330千円 0千円 |
| ⑦ 直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額 | 円 | 民間工事 | 12,000千円 0千円 |
| ⑧ 直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額 | 241,920円 | 合 計 | 74,330千円 |
| ⑨ 直前決算日における直近1か年間の電子申請による掛金充当額(自社分) | 円 | ⑮ その他 | |

建設業退職金共済事業加入・履行証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証 第 号
令和 年 月 日

決算変更届の様式第三号「直前3年の各営業年度における工事施工金額」の数字を転記

共済契約者証を見て記入

経営事項審査の主な改正事項 (令和3年4月1日改正)

- ① 技術職員数(Z₁)に係る改正
- ② 労働福祉の状況(W₁)に係る改正
- ③ 建設業の経理の状況(W₅)に係る改正
- ④ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に係る審査項目(W₁₀)の新設



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

① 技術職員数(Z₁)に係る改正



- 改正建設業法において新設された監理技術者補佐は、主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者(※)
○経審上は、主任技術者相当の者より上位であり、監理技術者相当の者より下位である、4点として評価

| 評点 | 技術職員区分 | 資格 |
|----|---------|--|
| 6点 | 1級監理受講者 | 技術者を対象とする国家資格の1級又は技術士法に基づく資格を有し、かつ監理技術者資格者証の交付を受けている者 |
| 5点 | 1級技術者 | 技術者を対象とする国家資格の1級を有する者(上記を除く) 技術士法に基づく資格を有する者(上記を除く) |
| 4点 | 監理技術者補佐 | 監理技術者を補佐する資格を有する者 |
| 3点 | 基幹技能者等 | 登録基幹技能者講習の修了者 能力評価基準によりレベル4と判定された者 |
| 2点 | 2級技術者 | 能力評価基準によりレベル3と判定された者 技術者を対象とする国家資格の2級を有する者 技能者を対象とする国家資格の1級を有する者 |
| 1点 | その他技術者 | 技能者を対象とする国家資格の2級+実務経験を有する者 実務経験による主任技術者 |

※ この他、監理技術者となる資格を有する者も監理技術者補佐となることができる

② 労働福祉の状況に係る改正

従来

法定労災の上乗として、任意の補償制度に加入している場合に加点

○ 評価対象となる補償制度の提供者

- 全日本火災共済協同組合連合会（中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者）
 - 公益財団法人建設業福祉共済団
 - 一般社団法人全国建設業労災互助会
 - 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
 - 保険会社（保険業法第3条の規定に基づく免許を受けて保険業を営む者）
- （平成17年改正保険業法附則第2条第1項に基づき共済事業を営む者）

○ 評価対象となる補償制度の要件

労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3章の規定に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって、下の①・②の要件を満たすもの

- ① 申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。
- ② 原則として、労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

- 保険業法に基づいて設立された組織については、保険商品が上記の要件に適合しているかを確認して加点
- 保険会社以外の組織については、上記の4団体の補償制度であって、要件を満たしている契約を加点
＝ 補償制度自体は要件を満たしていても、その商品の提供者が保険会社でない場合は、告示に列記されている4団体以外は加点せず



改正後

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点

2

③ 建設業の経理の状況(W5)に係る改正

企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的な研修の受講等によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって算入できる者を以下の通り改正

$$\text{公認会計士等数} = (\text{イの人数} \times 1.0) + (\text{ロの人数} \times 0.4)$$

| | 従来 | 改正後 |
|---|--|--|
| イ | ・公認会計士となる資格を有する者 (公認会計士となるための登録を受けていることを要しない) | ・公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者 (公認会計士として登録されていることが前提) |
| | ・税理士となる資格を有する者 (税理士となるための登録を受けていることを要しない) | ・税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者 (税理士として登録されていることが前提) |
| ロ | ・1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価) | ・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 |
| | ・2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価) | ・2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 ・2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者 |

- H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、R5年3月末までの間は、引き続き経審上評価対象となる。
- 経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後のイに掲げた者となる。

3

- 改正建設業法において、建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされているところ、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、建設業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況の評価することとした。
- 技術者に関する評価については、建設業者に所属する技術者が、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値により評価する。
- 技能者に関する評価については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の割合により評価する。
- 評点については、以下の算式により算出される数値をもって審査する。

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

4

④-2 W₁₀における技術者に関する評価の詳細

$$\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$$

- 技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計とする。
- CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が取得したCPD単位の合計数とする。
- 各技術者のCPD単位は、以下の算式で算出される数値とする。
各技術者のCPD単位

$$\left[\frac{\text{審査対象年にCPD認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{}} \right] \div \left[\frac{\text{告示別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値}}{\text{}} \right] \times 30$$

上記算式で計算される各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これ切り捨てる。
また、各技術者のCPD単位の上限は30とする。
- $\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}}$ の数値が、3未満の場合は0、3以上6未満の場合は1、6以上9未満の場合は2、9以上12未満の場合は3、12以上15未満の場合は4、15以上18未満の場合は5、18以上21未満の場合は6、21以上24未満の場合は7、24以上27未満の場合は8、27以上30未満の場合は9、30の場合は10とする。

告示別表第18

| | |
|-------------------------|----|
| 公益社団法人空気調和・衛生工学会 | 50 |
| 一般財団法人建設業振興基金 | 12 |
| 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 | 50 |
| 一般社団法人交通工学研究会 | 50 |
| 公益社団法人地盤工学会 | 50 |
| 公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター | 20 |
| 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 | 50 |
| 一般社団法人全国測量設計業協会連合会 | 20 |
| 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 | 20 |
| 一般社団法人全日本建設技術協会 | 25 |
| 土質・地質技術者生涯学習協議会 | 50 |
| 公益社団法人土木学会 | 50 |
| 一般社団法人日本環境アセスメント協会 | 50 |
| 公益社団法人日本技術士会 | 50 |
| 公益社団法人日本建築士会連合会 | 12 |
| 公益社団法人日本造園学会 | 50 |
| 公益社団法人日本都市計画学会 | 50 |
| 公益社団法人農業農村工学会 | 50 |
| 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 | 12 |
| 公益社団法人日本建築家協会 | 12 |
| 一般社団法人日本建設業連合会 | 12 |
| 一般社団法人日本建築学会 | 12 |
| 一般社団法人建築設備技術者協会 | 12 |
| 一般社団法人電気設備学会 | 12 |
| 一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 | 12 |
| 公益財団法人建築技術教育普及センター | 12 |
| 一般社団法人日本建築構造技術者協会 | 12 |

5

$$\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

- 技能者数は、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者)は除く)の数とする。
- 技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数とする。
なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査する。
- 控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。
- $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値を百分率で表した数値が、1.5%未満の場合は0、1.5%以上3%未満の場合は1、3%以上4.5%未満の場合は2、4.5%以上6%未満の場合は3、6%以上7.5%未満の場合は4、7.5%以上9%の場合は5、9%以上10.5%未満の場合は6、10.5%以上12%未満の場合は7、12%以上13.5%未満の場合は8、13.5%以上15%未満の場合は9、15%以上の場合は10とする。
なお、技能者数－控除対象者数＝0 の場合、 $\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$ の数値は、0とする。

6

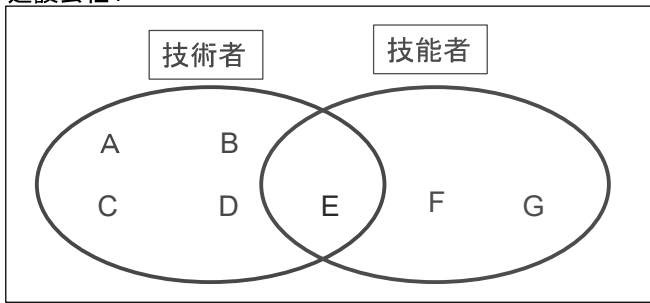
$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

W10の評点は、上記の算式によって算出される数値を、左の表にあてはめて審査する予定。

| 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 | 評点 |
|------------------------|----|
| 10 | 10 |
| 9以上 10未満 | 9 |
| 8以上 9未満 | 8 |
| 7以上 8未満 | 7 |
| 6以上 7未満 | 6 |
| 5以上 6未満 | 5 |
| 4以上 5未満 | 4 |
| 3以上 4未満 | 3 |
| 2以上 3未満 | 2 |
| 1以上 2未満 | 1 |
| 1未満 | 0 |

7

(想定)
建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
(=この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。)

(技術者に係る評価関係)

| 氏名 | 認定されたCPD単位 | CPD認定団体 | 別表18の右欄 | 計算式 | 各人のCPD単位 | CPD単位取得数 |
|----|------------|-----------------|---------|-------------------------------|----------|----------|
| A | 20 | (公社)空気調和・衛生工学会 | 50 | $20 \div 50 \times 30 = 12$ | 12 | 115 |
| B | 10 | (一財)建設業振興基金 | 12 | $10 \div 12 \times 30 = 25$ | 25 | |
| C | 50 | (一社)建設コンサルタンツ協会 | 50 | $50 \div 50 \times 30 = 30$ | 30 | |
| D | 31 | (一社)交通工学研究会 | 50 | $31 \div 50 \times 30 = 18.6$ | 18 | |
| E | 80 | (公社)地盤工学会 | 50 | $80 \div 50 \times 30 = 48$ | 30 | |

$$\frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} = \frac{115}{5} = 23 \quad \Rightarrow \quad 21\text{以上}24\text{未満のため、「7」となる}$$

8

(技能者に係る評価関係)

| 氏名 | レベル向上の有無 | 3年前のレベル | 技能レベル向上者数 | 控除対象者数 |
|----|----------|---------|-----------|--------|
| E | 無 | レベル2 | 1 | 1 |
| F | 無 | レベル4 | | |
| G | 有 | レベル1 | | |

$$\frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} = \frac{1}{3 - 1} = 50\% \quad \Rightarrow \quad 15\%\text{以上のため、「10」となる}$$

(W10の評点)

- 技術者に係る評価、技能者に係る評価、技術者数、技能者数を算式にあてはめると、

$$\left(\frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \right) + \left(\frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}} \right)$$

$$= \left(\frac{5}{5+3} \times 7 \right) + \left(\frac{3}{5+3} \times 10 \right) = 8.125$$

\Rightarrow 8以上、9未満であるため、W10の評点は「8」となる

9

| コード | 技術職員区分 | | 資格 | | 区分 | | | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|----|----------------------------------|----|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|
| | 2級 | | その他 | | 資格 | 区分 | 年数 | 01 - 02 03 04 05 - 06 07 08 09 10 11 - 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1級 | 2級 | その他 | PC | | | | 王 | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | 夕 | 鋼 | 橋 | 筋 | ほ | し | 板 | 防 | 内 | 機 | 通 | 園 | 井 | 真 | 水 | 消 | 清 | 解 | | | |
| 197 | | ○ | | | 防水施工 (1級) | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 297 | | ○ | | ○ | 〃 (2級) | | | [3年] | | | | | | | | | | | | | △ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 198 | | ○ | | ○ | さく井 (1級) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 298 | | ○ | | ○ | 〃 (2級) | | | [3年] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | △ |
| 061 | | ○ | | ○ | 地すべり防止工事 | | | [1年] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | △ | |
| 06A | | ○ | | ○ | 〃 ※(附則第4条該当) | | | [1年] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | △ | |
| 040 | | ○ | | ○ | 基礎ぐい工事(基礎施工士)試験 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 062 | | ○ | | ○ | 建築設備士 | | | [1年] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 063 | | ○ | | ○ | 計装 | | | [1年] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 060 | | ○ | | ○ | 解体工事施工技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 064 | | ○ | | ○ | 基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 703 | | ○ | | ○ | レベル3技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 704 | | ○ | | ○ | レベル4技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 099 | | ○ | | ○ | その他(実務経験要件の緩和、専修学校の専門課程卒業者+実務経験) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※講習の種類数に応じて2業種以内に限り3点ずつ評価します。
※2業種以内に限り1点ずつ配点します。

※職業能力開発促進法による技能検定については、下記に注意ください。

(注1) 配管: 職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年改正政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものにあつては、「選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、「選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工: 昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、「選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工: 屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、「選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

(注5) 木工: 昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、「選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

